[redacted]

法務省民二第４５１号
令和６年２月２６日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（金沢を除く。）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

租税特別措置法施行規則第３１条の９における面積を明らかにする書類の取扱いについて（通知）

標記について、別紙甲号のとおり金沢地方法務局長から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

[redacted]

不登第　２０　号
令和６年２月２０日

| 名古屋法務局 | 受付 | 令和６年２月20日 |
|---|---|---|
| | | 不登第　４０　号 |
| 経由 | 発送 | 令和６年２月22日 |
| | | 不登第　７２　号 |

法務省民事局民事第二課長　殿

金沢地方法務局長
（公印省略）

租税特別措置法施行規則第３１条の９における面積を明らかにする書類の取扱いについて（照会）

自然災害の被災者等が、被災代替建物に係る土地を取得した場合において、所有権の移転の登記等に係る登録免許税の免税措置（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第８４条の５第１項）の適用を受けるためには、申請情報と併せて、滅失建物等の床面積の合計又は滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類を提供しなければならない（租税特別措置法施行規則（昭和３２年大蔵省令第１５号）第３１条の９柱書き）とされています。

当該書類として、平成２９年３月３０日付け法務省民二第２３８号法務省民事局民事第二課長依命通知において、滅失建物等の登記事項証明書や土地の登記事項証明書が該当するとされていますが、不動産の所在地番（家屋番号）又は不動産番号が提供され、登記官が、申請する土地の面積として誤りがないことを確認することができる場合には、登記事項証明書の添付を省略して差し支えないと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

別紙乙号

[redacted]

法務省民二第４５０号
令和６年２月２６日

金沢地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

租税特別措置法施行規則第３１条の９における面積を明らかにする書類の取扱いについて（回答）

本月２０日付け不登第２０号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。